

資料 2

- ・認知症基本法及び愛知県認知症施策推進条例に基づく計画
- ・本県の認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針等を定めるもの

2 計画期間

2027～2029年度まで（3年間）

※ 第10期愛知県高齢者福祉保健医療計画と一体的に策定

＜県と国の動き＞

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
県		●認知症施策推進条例											
		オレンジタウン構想						オレンジタウン 推進計画 (現計画)		次期計画			
		第1期 アクションプラン		第2期 アクションプラン									
国		●認知症施策推進大綱							●認知症基本法				
		認知症施策推進基本計画											

3 現計画の体系図

第8期高齢者福祉保健医療計画（2021～2023）

愛知県認知症施策推進計画

概要（認知症高齢者数、国や県の取組状況）

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、災害時等における支援
5. 研究開発

※国の大綱の5つの柱を踏まえ設定

あいちオレンジタウン構想
第2期アクションプラン（2021～2023）

基本理念

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

アクションプラン

1. 本人発信支援
2. 意思決定支援
3. 地域人材の活用
4. 企業連携
5. 若年性認知症の人への支援
7. 研究開発
6. 災害時等における支援

第9期高齢者福祉保健医療計画（2024～2026）

愛知県認知症施策推進計画（あいちオレンジタウン推進計画）

概要・経緯

- ・あいちオレンジタウン構想の理念を継承
- ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「愛知県認知症施策推進条例」に基づく計画として位置づけ

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、災害時等における支援
5. 研究成果の社会実装の促進

重点プロジェクト

- I. 本人・家族支援
- II. 多職種連携の推進
- III. 地域における支え合いの推進
- IV. 若年性認知症の人への支援
- V. 産学官連携の推進

国の大綱の5つの柱を踏まえ設定

アクションプランの取組・成果
を踏まえて設定

- 第9期計画は、あいちオレンジタウン構想の理念を継承するとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、愛知県認知症施策推進条例に基づく計画として位置づける。
- 「研究」については、第9期計画ではビジネス化を通して研究成果の実装を目指していくこととなるため、「研究成果の社会実装の促進」とする。
- 第9期計画では、アクションプランの取組・成果や新たな課題等を踏まえた重点的な取組を「重点プロジェクト」として位置づける。

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

※1「共生」とは、**認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる**という意味
 ※2「予防」とは、「**認知症にならない**」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる**」「**認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味



基本的な考え方

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前向きな力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① **普及啓発・本人発信支援**
 - ・企業、職域での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
 - ② **予防**
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集、普及 等
 - ③ **医療・ケア・介護サービス・介護者への支援**
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
 - ④ **認知症、バリアフリーの推進・若年性認知症の
人への支援・社会参加支援**
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
 - ⑤ **研究開発・産業促進・国際展開**
 - ・薬料治験に即座で促すコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

5 (1) 認知症施策推進基本計画（2024年12月）の概要

認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - ・認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
 - ※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

III 基本的施策

- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

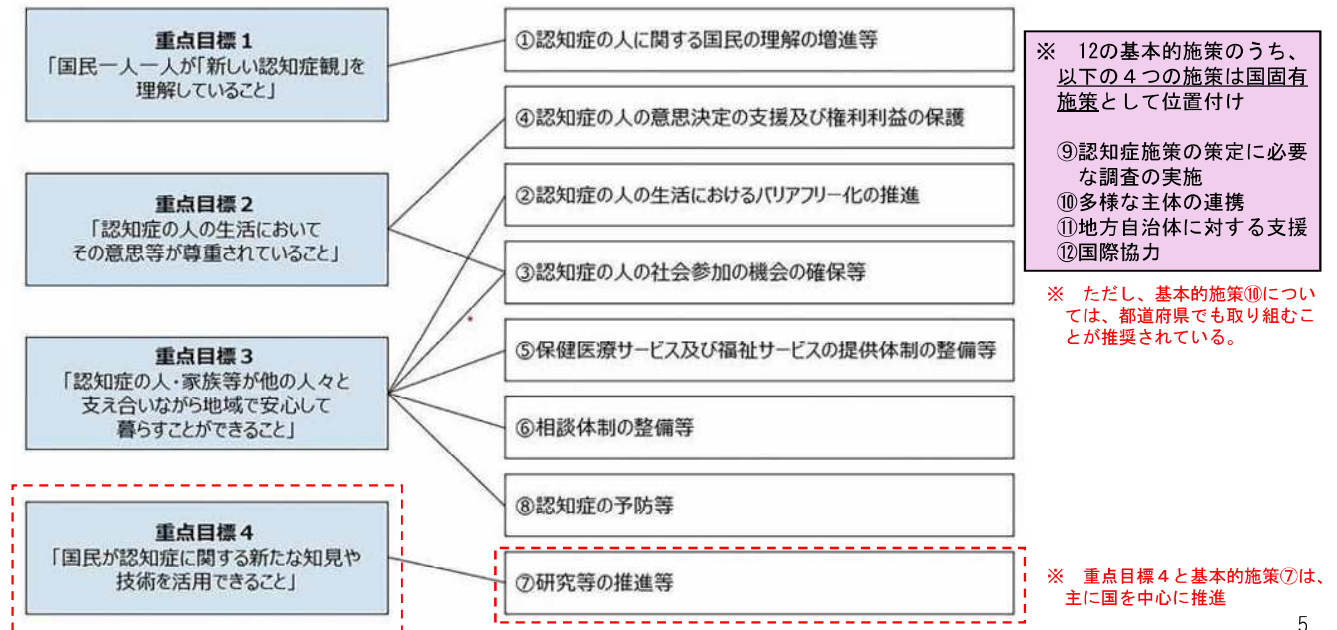
- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

V 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

5 (2) 国基本計画における重点目標と基本的施策の関係

○ 国基本計画は、計画期間中（2024～2029年度）に達成すべき **4つの重点目標**と、認知症基本法で定める **12の基本的施策**で構成されている。



5

6 次期計画策定に係る考え方

現計画	【基本理念】大綱、認知症基本法、条例及びオレンジタウン構想の考え方を根幹に据える。 【施策体系】大綱に掲げる具体的な施策の5つの柱を骨子とする。 なお、オレンジタウン構想の第2期アクションプランの取組・成果や新たな課題等を踏まえた重点的な取組を「重点プロジェクト」として位置づける。
次期計画	【基本理念】大綱、認知症基本法、条例及びオレンジタウン構想に加え、国基本計画（2024. 12策定）の考え方を根幹に据える。 【施策体系】国基本計画で掲げる7つの基本的施策を骨子とする。 また、多様な主体の連携については、7つの基本的施策に共通する視点として盛り込むこととする。 【重点目標】国基本計画で掲げる重点目標及びオレンジタウン構想の考え方を踏まえ、県独自の重点目標を新たに設定する。 なお、重点目標の設定に伴い、現計画の「重点プロジェクト」は廃止し、今後は目標達成に向けて取組を推進していく。

※ 国基本計画のうち、国が中心となって推進する基本的施策は除外する。

6

7 次期計画における基本理念（案）

現行

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

国基本計画を踏まえ、
見直しを検討

<ポイント>

①「新しい認知症観」の概念

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

② 本人参画

修正素案

地域で暮らし、学び、働く人々が、
認知症を「じぶんごと」として地域づくりに取り組み、
認知症の人が自分らしく希望を持って暮らすことができる社会の実現

7

8 次期計画における施策体系（案）

国基本計画で掲げる7つの基本的施策を骨子とし、現計画を踏まえてわかりやすく明記

国基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦認知症の予防等

次期計画における施策体系（県）

- ①認知症の人に関する県民・事業者の理解の増進等
- ②認知症バリアフリーの推進
- ③社会参加の機会の確保、若年性認知症の人への支援
- ④意思決定の支援と権利利益の保護
- ⑤切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供
- ⑥認知症の人と家族等を支える相談体制づくり
- ⑦認知症の予防等及び研究成果の社会実装の促進

「多様な主体の連携」の視点

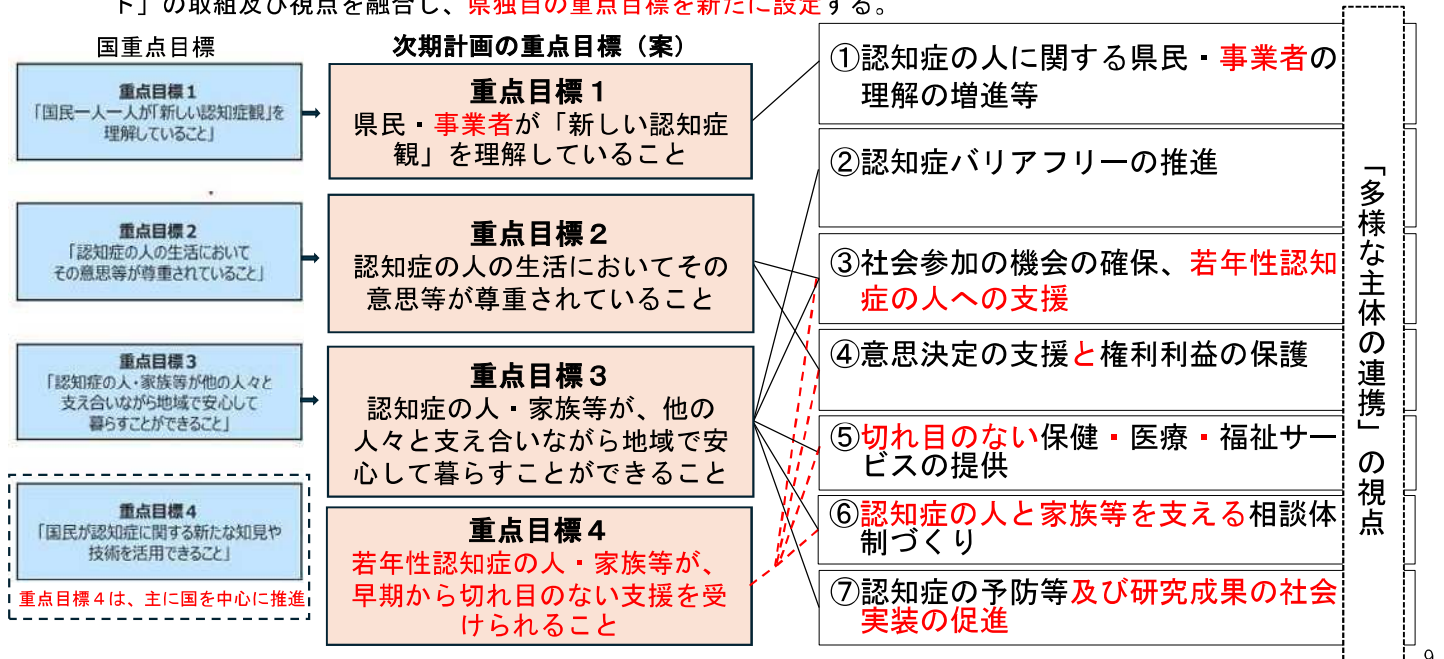
現行計画

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、災害時等における支援
- ⑤研究成果の社会実装の促進

8

9 次期計画における重点目標と基本的施策の関係

○ 次期計画では、国基本計画で掲げる重点目標に、オレンジタウン構想の考え方や現計画の「重点プロジェクト」の取組及び視点を融合し、**県独自の重点目標を新たに設定する。**



9

10 次期計画の主な取組

※＜主な取組＞のゴシック文字は次期計画で新規掲載する取組

① 認知症の人に関する県民・事業者の理解の増進等

【基本的な方針】

- ・ 県民・事業者の認知症の知識や認知症の人に関する理解促進
- ・ 認知症希望大使による認知症への理解を深める取組の推進

＜主な取組＞

- ・ 認知症サポーターの養成
- ・ ONEアクション研修の普及・拡大
- ・ 認知症希望大使と協働した普及啓発
- ・ ONEアクション研修による企業サポーターの養成
- ・ 「認知症の日」にあわせた認知症啓発イベントの開催

② 認知症バリアフリーの推進

【基本的な方針】

- ・ 地域における支援体制の整備
- ・ 認知症の人が利用しやすい店舗・製品・サービスの検討
- ・ 交通安全の確保
- ・ 民間における自主的な取組の推進

＜主な取組＞

- ・ チームオレンジ構築の推進
- ・ ONEアクション研修による企業サポーターの養成【再掲】
- ・ 頼れる身寄りのない高齢者等への支援
- ・ 災害対策も含めた家族支援
- ・ ONEアクション研修の普及・拡大【再掲】
- ・ 認知症サポーターの養成【再掲】
- ・ 包括的支援体制の整備
- ・ 住宅の確保の推進
- ・ 交通安全の確保の推進
- ・ 認知症パートナー企業・大学の普及

10

③ 社会参加の機会の確保、若年性認知症の人への支援

【基本的な方針】

- ・ 自らの経験等を共有する機会の確保
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ・ 若年性認知症の人への支援

＜主な取組＞

- ・ 本人発信支援の推進（市町村支援、社会参加支援）
- ・ 本人交流会・家族交流会の開催支援
- ・ 認知症カフェ活動の推進
- ・ 若年性認知症の人への早期相談支援体制の充実
- ・ 職場における治療と仕事の両立支援の普及・啓発

④ 意思決定の支援と権利利益の保護

【基本的な方針】

- ・ 意思決定の適切な支援
- ・ 消費生活における被害を防止するための啓発
- ・ 高齢者虐待防止の推進

＜主な取組＞

- ・ 専門職研修における「意思決定支援ガイドライン」を踏まえた研修の実施
- ・ 認知症ケアパスの更新・周知の促進
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 日常生活自立支援事業の充実
- ・ 高齢者等の消費者被害防止の推進
- ・ 高齢者虐待防止に係る人材の養成

11

⑤ 切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供

【基本的な方針】

- ・ 医療提供体制の整備
- ・ 保健・医療・福祉の有機的な連携の推進
- ・ 多様な人材の確保、養成、資質向上

＜主な取組＞

- ・ 認知症疾患医療センターの運営
- ・ 認知症疾患医療センター事業評価の実施
- ・ 認知症サポート医の養成
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療従事者の認知症対応力向上研修の実施
- ・ 認知症介護指導者、実践者等介護従事者の認知症対応力向上研修の実施
- ・ 専門職研修における「意思決定支援ガイドライン」を踏まえた研修の実施【再掲】
- ・ 認知症地域支援推進員や初期集中支援チーム員研修の地域展開
- ・ 認知症地域支援推進員研修プラットフォームの活用
- ・ 認知症疾患医療連携協議会の開催
- ・ 認知症疾患医療センター職員向け研修の実施
- ・ 認知症対応病院におけるピアレビューの実施
- ・ 認知症ケアパスの更新・周知の促進【再掲】

12

⑥ 認知症の人と家族等を支える相談体制づくり

【基本的な方針】

- ・認知症の人や家族等の状況に応じた包括的な相談体制の整備
- ・認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流への支援、必要な情報提供の促進

＜主な取組＞

- ・本人発信支援の推進（市町村支援、社会参加支援）【再掲】
- ・認知症ケアパスの更新・周知の促進【再掲】
- ・認知症の介護等に関する電話相談の実施
- ・包括的支援体制の整備【再掲】
- ・認知症カフェ活動の推進【再掲】
- ・本人交流会・家族交流会の開催支援【再掲】
- ・介護家族向けや介護者支援に関する研修の実施
- ・職場における仕事と介護の両立支援の普及・啓発

⑦ 認知症の予防等及び研究成果の社会実装の促進

【基本的な方針】

- ・介護予防の取組を支援
- ・産学官連携による共同研究及びビジネス化を通じた研究成果の社会実装の促進

＜主な取組＞

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援
- ・認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）の育成
- ・市町村や地域包括支援センター向けの研修の実施
- ・住民主体の「通いの場」への参加促進
- ・あいちデジタルヘルスプロジェクト

13

11 今後のスケジュール

2026年 7月30日	第1回認知症施策推進会議（次期計画の体系等の検討）
10月頃	書面による意見照会（予定）
12月16日	第2回認知症施策推進会議（次期計画素案検討）
2027年 1月～2月	パブリックコメント
3月17日	第3回認知症施策推進会議（次期計画素最終案検討）
3月末	次期計画策定・公表

14